

ひとり親家庭等医療費支給制度の 所得制限限度額が緩和されます

令和6年11月1日より、北九州市ひとり親家庭等医療の所得制限限度額が改正されます。
令和6年度の所得金額(令和5年分の所得)が、改正後の限度額未満の場合は、新規申請により
令和6年11月1日以降のひとり親家庭等医療証が発行できます。

○ 改正時期

令和6年11月1日から

○ 所得制限限度額

(円)

	扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
改正後 【新】	本人	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	3,600,000	3,980,000
	扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000	4,260,000
改正前 【旧】 (~令和6年10月31日まで)	本人	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000	3,820,000
	扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000	4,260,000

16万円
緩和

※本人の所得制限限度額について、16万円緩和
※扶養義務者は変更なし

年次更新申請の結果、所得制限限度額以上のため令和6年10月から非該当となられた方のうち、
今回の改正の影響によって新たに所得制限限度額未満になる可能性が高い方には、年次更新申請の
結果通知と合わせて、令和6年11月1日から資格認定するための新規申請書をお送りします。
お手数お掛けしますが、ご希望の方は新規申請書のご提出をお願いします。(郵送による申請可)